

令和6年度

学校説明会資料



- 1 学校経営方針
- 2 教育課程編成の取組について
- 3 いじめ防止基本方針 改訂版

横浜市立三ツ境小学校

令和6年度 三ツ境小学校 学校教育全体について

＜学校教育目標＞ 『つながる 続ける 創り出す』

- つながる：人や自然とのつながりを積極的にもち、かかわりを楽しみ、自分と同じように対象を大切にす態度や心情を育むこと
- 続ける： 学習や活動を続けることで粘り強く自らの課題を解決する力を育むこと
- 創り出す：目標や思い・願いに向かって活動し、新たな解決方法や自分らしい表現を生み出す力を育むこと

【こんな三ツ境小学校をめざします】

子ども・教職員・保護者・地域の方が

「三ツ境小学校は、本当にいい学校だなあ」と真に自信と誇りをもって言える学校に

- 「子どもの存在を第一」に考える。
- 「当たり前」の事を当たり前」できるようにする。

【子どもの存在を第一に考えるとは】

- 一人ひとりが認められ、自分の居場所がある。
- 差別のない人間関係が育っている。
- 日々の授業を通して向上の変容が実感できる。
「できなかったことができるようになった」、「わからないことがわかってきた」、「浅かった考えが深まってきた」等、知的好奇心が刺激され、自分の変容を日々実感できる。

【当たり前のことが当たり前にはできるとは】

- 話をしっかりと聞く習慣が身に付いている。→自分勝手な子が少ない。
- 掃除を一生懸命に取り組む子が多い。→ものを大切にする子が多い。
- 給食をしっかりと食べる子が多い。→集中力が育つ。
- 友達と声をそろえて一生懸命に歌う子がたくさんいる。→表現力と協調性の育ち。

【さらなる成長をめざして】

- 自分の名前を呼ばれたら、日頃の授業中はもちろんのこと、朝会や集会など全校のみんなの前でも「はい」という気持ちの良い返事ができる子どもに・・・。
- 自分の思いを自分の言葉で相手に伝えられる子どもに・・・。
- 何事も当たり前とせず、「ありがとう」という感謝の気持ちを相手に伝えられる子どもに・・・。
- 失敗を恐れず、何事にも挑戦する子どもに・・・。

1 「三ツ境カリキュラム」の検証

- ・一年を通してPDCAサイクルを回しながら、今年度の重点研究の視点である「児童の主体的・対話的で深い学びの姿の共有化」「指導と評価の一体化」「学校教育活動全体を通じた研究」「GIGAスクール構想に対応」の4つの視点で「三ツ境カリキュラム」の検証を行い、常に授業をはじめとする教育活動の改善を行う。
- ・重点研の研究テーマ『「つながる」「続ける」「創り出す」子の育成～主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進～』を通じて、教育活動全体を見通し、すべての教科でICTの効果的な活用の視点を取り入れながら算数科を重点化して研究を進めていく。
- ・校内GIGA構想については校内推進委員会を中心に昨年度一定の進捗状況が見られた。今年度は昨年度の成果を生かしながら、情報を共有し、内容の充実を目指していく。学校として、学年として、学級として、何がどこまでできるか見通しをもち、GIGA構想を推進する。

- ・日頃の授業やスポーツフェスティバル等の行事を利用しながら、児童が互いに教え合い、学び合う場をさらに充実させる。また、年間を通して、さらにペア学年の交流も充実させていく。
- ・余剰時間を見直し、校時表や下校時刻の改定を行う。
- ・一部教科分担制によるチーム学年経営の充実。→ 4へ
- ・「三ツ境小防災の日」の定着。→ 5へ
- ・特別活動の充実。経験年数の浅い教員が増え、学級経営について学ぶ場を設定する。校内での研修体制の充実を図る。
- ・心結会、緑遊会を中心に地域との連携の強化を図る取り組みについては、常に年間計画を見直しながら実施をしていく。
- ・小中一貫教育の推進や幼保小連携についても、ポストコロナを見据え可能な範囲で進めていきたい。
- ・今年度も日々の学校からの情報発信を大切にしていきたい。

2 一人ひとりの人権を重視した教育活動の充実

- ・児童支援専任を中心にそれぞれの学年・担任が一人ひとりの児童が安心して安全に学校生活を送ることができるよう常に連携を密にして情報を共有し、指導・支援を行う。
- ・教員の人権意識の向上に向け、児童支援や特別支援教育に関する教員研修の場をもつ。
- ・認知症サポーター講座等の福祉体験について、今年度のガイドラインを確認しながら実施の検討をする。
- ・今年度も、GIGAスクール構想を進める中で、ネットワーク環境の急激な変化に対応できるよう発達段階に応じた、携帯・スマホ教室を行いSNSの利用の際に守らなければならないルール・マナーについて学習を行う。

3 特別支援教育の充実

- ・日々の児童との関わりの中で、指示の出し方、提示の仕方、板書の工夫など身近な場面を意識して支援・指導を行う。
- ・講師やセンター機能の活用などを通して、適切な指導・支援ができるよう、さらに研修を深めていく。
- ・特別支援教育支援員の一般級への導入を継続し、個に寄り添った支援を行う。
- ・個別支援学級では、センター機能を利用した養護学校教諭の訪問や特別支援担当指導主事訪問を要請し指導・支援の充実を図る。また、交流級との情報共有
- ・特別支援教室（チャレンジルーム）を活用した支援については、今年度も校内の選考基準に基づき、個別の指導計画に基づいて個に応じた指導・支援を行う。
- ・「ほっとルーム」を活用した、不適応・不登校児童への支援を継続して行う。児童支援専任を中心にアセスメントやケース会議を行い、支援の方向性を探り、全教職員で支援を行う。

4 チーム学年経営の充実

- ・チーム学年経営推進校4年目を迎える。昨年度よりさらに3年生を加え、3～6年生で教科分担制を実施し、「複数の目で児童一人ひとりを見ることで、児童の多面的理解を深めること」、「指導者の得意や専門性を生かし、子どもにとって充実した学習の場を創り出すこと」、「教材研究や成績処理の負担軽減」を図り、チーム学年経営の体制を確立する。今後、文部科学省が打ち出した算数、理科、英語の教科担任制の体制づくりにつなげていきたい。
- ・算数では、3・4年生でT・Tを取り入れた授業の実施や少人数授業の実施を継続する。限られた時間の中ではあるが、複数の目で児童を指導することで、児童理解やより良い支援につなげることができるよう努める。

5 「三ツ境小防災の日」の実施

三ツ境連合の地域の拠点防災訓練事務局や消防署等の地域の諸機関の協力を得ながら、10月26日(土)「三ツ境小防災の日」を予定している。地域からの要望もあり、ここ3年ほど拠点の防災訓練と同日の開催としている。三ツ境小学校地域防災拠点運営委員会、瀬谷消防署、紙芝居座せや等の地域や関係機関と連携して次年度以降も継続して実施ができる体制をつくりたい。

教育課程編成の取組について

平成29年告示の学習指導要領の全面実施5年目、本校では教育課程の改善に取り組んできました。

教育課程とは、児童や学校、地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育の内容を児童の心身の発達段階に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のことです。

学校教育目標の実現に向けて、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施・評価・改善していくことを通して、各学校の教育活動の質の向上（カリキュラム・マネジメント）を図っていきます。

I 学校教育目標について

つながる 続ける 創り出す

つながる

人や自然とのつながりを積極的にもち、かかわりを
楽しみ、自分と同じように対象を大切に
する態度や心
情を育むこと。

続ける

学習や活動を続けることで粘り強く自らの課題
を解決する力を育むこと。

創り出す

目標や思い・願いに向かって活動し、新たな解決
方法や自分らしい表現を生み出す力を育むこと。



三ツ境小では3つの「つ」（つながる・続ける・創り出す）を、教職員や児童との
共通理解を図り、学校教育目標の実現に向けて取り組んでいきます。

II 学習指導要領が目指す「育成すべき資質・能力」

未来を生きる児童に必要な資質・能力を育てていくために、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」という
学習の過程も大切に、主体的・対話的で深い学びを通して各教科等の授業を進めていきます。

新しい学習指導要領では、育成すべき資質・能力を三つの柱として、

- 実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、
- これからの新しい時代、どの状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、
- 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」

にまとめられました。



Ⅲ 三ツ境小イメージシートとカリキュラム・マネジメント

学習指導要領が示す資質・能力を育成していくために、本校では右のようなイメージシートを作成しています。三ツ境小の児童の実態を踏まえ、教育課程全体を通して教科横断的に育成を目指します。

特に「自分を創り出す力」を中心として、螺旋的・反復的に、より高い資質・能力が育成されていくイメージを表しています。

指導計画案、学年・学級経営案、行事計画、授業研究会などに、学校教育目標との関連を明記し、全教職員が組織的・計画的に3つの資質・能力をバランスよく育成するカリキュラム・マネジメントを推進しています。

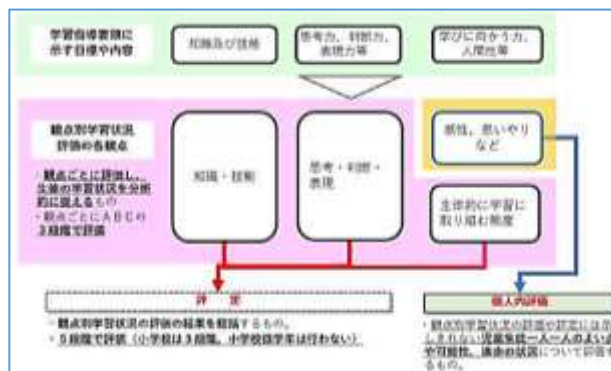


- 今年度も、次の4点を具体的な行動プランとして、算数科の研究を中心に児童の学力向上に取り組んでいきます。
- ① **児童の主体的・対話的で学びの姿の共有化**
 - ・具体的な児童の姿をもち、指導と評価に努める。
 - ② **「指導と評価の一体化」**
 - ・めあてと振り返りを大切にし、指導内容を明確にする。
 - ③ **学校教育活動全体を通じた取組**
 - ・学年の学習内容のつながり（系統性）を見据えて
 - ・教科分担制の実施…チーム学年経営を生かした教職員全体の協力体制
 - ④ **GIGAスクール構想に対応**
 - ・ICT機器（ロイロ）の効果的な活用を通しての授業改善

Ⅳ 指導と評価を一体化して

学習指導要領のもと、育成を目指す資質・能力が3つにまとめられたことにより、本校の「あゆみ」の観点も、すべての教科等で3つの観点となります。

- 知識・及び技能
 - ➔ **知識・技能**
- 思考力、判断力、表現力等
 - ➔ **思考・判断・表現**
- 学びに向かう力、人間性等
 - ➔ **主体的に学習に取り組む態度**



学習指導要領が示している「目標」や「内容」を、「観点別学習状況」の評価に照らし合わせ、児童の資質・能力を高めていくために、今年度もすべての教科等を通して研究を進めていきます。児童の学習状況を適切に見取る（評価する）ことで、指導方法の改善につながるように努めます。

Ⅴ 最後に

毎年、三ツ境スポーツフェスティバルの活動から、本校の目玉でもある異学年交流（ペア活動）がスタートします。児童が主体的・対話的に学び合い、学習の理解を深め、年間を通じて、誰もが安心して、豊かな学校生活が送れるよう、教職員一同、協力して取り組んでまいります。

資質・能力の育成は、国語や算数などの教科等のもとより、日常の学校生活や学校行事等、教育活動全体を通して取り組むべきものです。今後も様々な状況に対応しながら教育活動を進めてまいります。保護者の皆様、地域の皆様のご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

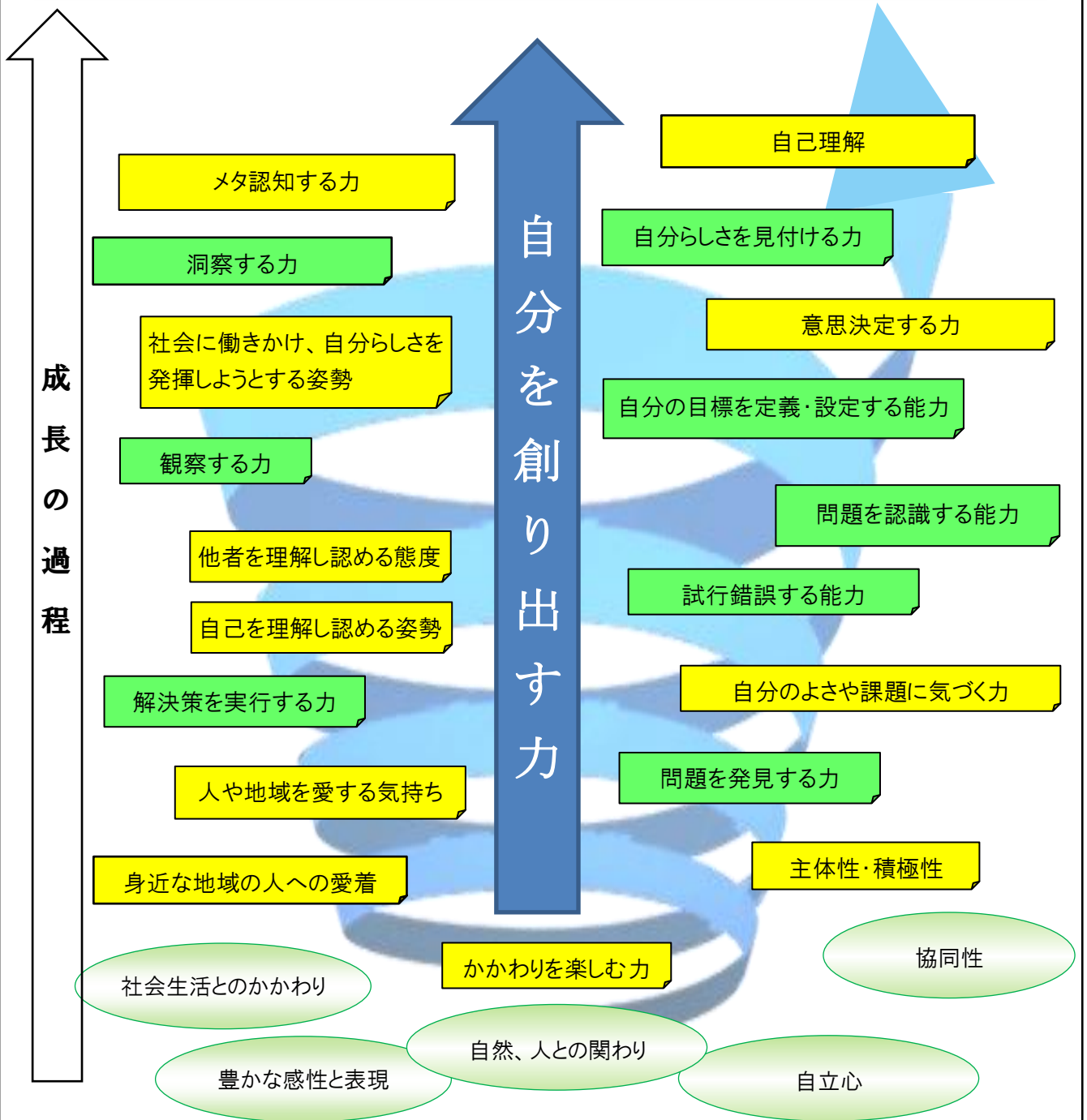
三ツ境小イメージシート

令和元年5月作成

教育課程全体を通じて教科等横断的に育成を目指す「資質・能力」の
＜ 自分を創り出す力 ＞

イメージ

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」
五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表す力



幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」
「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」
幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」より

令和6年度 三ツ境小学校いじめ防止基本方針

(令和6年5月 改訂)

1 いじめ防止に向けた本校の考え

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法・第一章総則 定義 第二条)

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本理念

- 児童にとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなどの深刻な影響をあたえるものという認識に立つ。
- 授業・行事などの様々な場面を活用し、思いやり、自尊感情、自己有用感を育て、未然防止に努める。
- 児童の状況に絶えず気を配り、いじめの早期発見に努めるとともに、情報共有を行い、全職員が協力していじめを見逃さない環境をつくる。
- いじめの早期対応に当たり、校内の協力体制を充実させるとともに、家庭・地域や関係機関との連携を強化し、信頼関係を基盤とした適切な対処・措置を行う。

(3) 「いじめ防止基本方針」の目的

いじめは、どの集団、どの学級、どの児童にも起こりうる最も身近で人間として許されない重大な人権侵害であり、いじめ問題への対応は学校における最重要課題である。いじめに対して家庭・地域・学校が連携し、それぞれの役割を自覚し、毅然とした態度で問題に取り組むことで、誰もが安心して豊かに生活できる「いじめのない学校」を目指していきたいと考える。本校では学校一丸となって、いじめに組織的に対応し、その防止を図っていくために本方針を策定した。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織名及び構成員

【組織名】三ツ境小学校いじめ防止対策委員会

【構成員】定期委員会…全職員

臨時委員会…校長、副校長、児童支援専任教諭、学年主任、学級担任、学年職員を中心に、必要に応じて個別支援学級主任、個別支援学級担任、養護教諭、専科職員等の関係職員。

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家を加える。

(2) 運営

- 月一回定期的に開催し、いじめの未然防止についての取組や、児童の状況について共通理解を図る場とする。
- いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を臨時開催する。
- 主に臨時委員会は、関係職員が集まり組織的に対応方針を決定し、早急に対応できるよう機動的に開催する。
- 主に定期委員会は、全職員で進捗の確認や対応の検討を行う。

(3) 活動内容

① 未然防止

- いじめが起きにくい風土、そして、いじめを許さない風土づくりを行う。
- いじめの防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置を計画的・継続的に実施する。
- 様々な課題に対して一人で抱え込まずに複数で対応し、多角的な視点をもって取り組むことができるよう、日頃から職員同士の関係づくりを推進する。
- 必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等の外部機関と連携する。
- 「三ツ境小学校いじめ防止対策基本方針」及び、「いじめ防止対策委員会」の存在と活動を見童及び保護者に周知する。

② 早期発見・事案対処

- 定期委員会では、いじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
また、解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況について、報告・検討する。
- いじめ(疑いも含む)を察知した場合は、臨時委員会を開催する。
- 関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係を把握し、情報共有した上で、いじめであるか否かを判断し、対応方針を決定する。
- 対応方針に基づき、いじめを受けた当該児童に対する支援、いじめを行った関係児童に対する指導の体制、保護者との連携の仕方やタイミングなど、具体的な対応を組織的に決定し、実施する。
- 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③取組の検証

年度末、または必要に応じて、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または、即時の本方針の見直し及び修正を行う。

3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処のための取組

*授業・学校行事等の学校生活の全ての場面を通して、児童の実態を的確に把握する。それに基づき、「いじめ」につながる芽を早期発見し、指導・支援を組織的に行うことに重点を置く。

(1) 未然防止への取組

*いじめは、どの子にも起こり得るという事実を踏まえ、学校教育活動全体を通し、自尊感情の育成と、自己有用感、達成感を味わわせる教育活動を基盤とした人権教育を推進する。

- 体験的な学びを通して、理解を深めたり、達成感を味わったりできるようにする。
- まちの方々との交流を通して、多様な自分のよさに気付かせ、自尊感情を育成する。
- ペア学年の活動を中心とした異学年の交流や、幼稚園・保育園等との交流により、思いやりや自己有用感を育む。
- ペア学年との交流や学年内での交流を通して、心のつながりを深める。
- 外部講師等による「インターネット・スマホ教室」を全学年で実施し、情報モラルを身に付けられるようにする。
- 全ての児童が安心して、安全に、学校生活を送ることができるように、全職員が「学校のきまり」「三ツ境スタンダード」に沿って共通した指導を行う。

(2) 早期発見への取組

*いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることと認識し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制と、児童が相談しやすい環境を整える。

- 教職員は児童の心情に寄り添い、日常の児童理解・支援に努めるとともに、職員研修会を実施し、いじめ防止、早期発見に対する職員の資質向上を図る。
- 月一回のいじめ防止対策委員会(定期委員会)を開催し、児童に関する情報を共有する。また、日頃の職員の情報交換を活発にするとともに、保護者との連携をより緊密にする。
- 懇談会、三者面談、個人面談等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を丁寧に行うとともに、学校への情報提供がしやすい環境の構築を推進する。
- 原中学校ブロック(原中学校、原小学校、三ツ境小学校)の3校で連携し、ブロック内の児童生徒情報の共有を図り、いじめの早期発見と未然防止に努める。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、区教育相談員、民生委員、主任児童委員等、外部機関との連携を図る。
- いじめアンケート調査・YPアセスメントの活用を推進する。児童へのアンケートとともに全員面談を実施し、児童理解や学級集団の実態把握を行う。

(3) いじめに対する措置

*いじめ防止対策委員会を中心とした迅速かつ組織的な対応を徹底する。

- いじめの疑いがあった段階でいじめ防止対策委員会(臨時委員会)を開催し、関係職員での情報共有を行う。臨時委員会での対応方針の協議を経て、聞き取りや指導等の具体的な対応を実施する。
- 当該児童及び保護者に「いじめから絶対に守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明し、支える。
- 関係児童及び保護者に、「同じ過ちを二度と繰り返さない」という思いをもつことができるように指導・支援するという学校の方針を丁寧に伝え、当該児童への謝罪や関係修復への道筋を示し、支える。
- 必要に応じて学校カウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、警察署、県警少年相談保護センター、児童相談所、区役所等、外部専門機関と連携する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき、または、児童の生命・心身・財産に被害が生じる恐れがある場合は、所轄の警察署、児童相談所に通報し、適切な援助を求める。

(4) いじめの解消

*いじめが解消しているかどうかについては、次の二つの要件を満たすこととする。

- いじめ行為が少なくとも三か月(目安)止んでいること。
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 特に配慮が必要な児童への対応

*次のような、特に配慮が必要な児童に対して適切な支援を行うため、保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や、外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童
- 不登校傾向、または人間関係等を理由に孤立感を感じている可能性のある児童
- LGBTQ等、性に関する悩みを抱えている児童
- 災害等に被災した児童

(6) 地域との連携

- 「学校運営協議会」で、いじめ問題や本校の課題について報告し、地域の支援を仰ぐ。
- 「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」や「主任児童委員との懇談会」を活用し、学校外でのいじめ防止や早期発見のための情報提供を依頼する。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	通年
4月	年間計画の確認 児童の実態の引継ぎ 懇談会・家庭訪問 保護者との連携 よりよい学校づくりのためのスローガン話し合い(各学級) Y-Pアセスメント調査・分析①	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 (定期委員会/臨時委員会) ・児童全員との面談 (年4回・随時) ・道徳や各教科等を通じた指導による いじめ防止基本方針の推進と改善 ・日常生活における児童の適応状況 の把握及び支援 ・児童理解研修 ・特別支援教育研修
5月	Y-P支援検討会・プログラムの実施 いじめ早期発見のための生活アンケート実施①(記名式)	
6・7月	5月アンケート実施後 児童全員と面談 個人面談 保護者との連携 中学校ブロック「横浜子ども会議」 Y-P「SOSの出し方教育プログラム」の実施 外部講師による「インターネット・スマホ教室」の実施	
8・9月	夏休み明けの学校生活への適応指導、児童全員と面談 区交流会「横浜子ども会議」	
10・11月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施②(無記名式) Y-Pアセスメント調査・分析② アンケート実施後 児童全員と面談	

12月	人権週間の活動 個人面談 保護者との連携	・教育相談
1・2・3月	冬休み明けの学校生活への適応指導、児童全員と面談 懇談会 保護者との連携 「学校いじめ防止基本方針」の検証 年間の振り返り・新年度への引継ぎ	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害(自死の企図、重大な傷害、金品への重大な被害、精神疾患の発症)が生じた疑いがあると認められるとき、並びにいじめにより相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(3) 重大事態の調査及び結果報告

- 学校は、教育委員会と連携して外部機関も含めた調査委員会を組織し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にして当該事案への適正な対処や同様な事態発生の未然防止を図る。
- 当該児童及びその保護者に対して、調査結果を適切に情報提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本基本方針は、年度ごとに見直すとともに、必要があると認められるときは速やかに改訂する。